

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上藤沢店

埼玉県入間市大字上藤沢字立出三百九十八番三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 児童生徒の登下校の安全確保をお願いします。（児童生徒が通過する時間帯の警備員の配置等）
- (2) 出入り口の見通しが良くなるように、配慮（植え込み等の高さ抑える、街灯の設置等）をお願いします。
- (3) 「埼玉県生活環境保全条例」に規定されているアイドリングストップに関し、駐車場内に看板を設置し、利用者が不要なアイドリングを行わないよう対応してください。
- (4) 空調機等の室外機は可能な限り近隣住宅から離れた場所に設置するとともに、設置にあたっては住宅側に設置しないよう配慮してください。
- (5) 夜間においては、店舗、駐車場に設置される屋外看板等の照明が近隣住宅に影響を及ぼさないよう設置場所、設置角度に配慮してください。

二 縦覧期間

令和六年二月十六日から令和六年三月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター